



さざんか

かとう学園 宗像市立河東中学校
学校通信第42号(R5. 12. 13)

8年生中神さん、軟式野球福岡選抜に!

今週、福岡県中学生軟式野球選抜チーム福岡選抜代表から通知を頂きました。内容は、8年3組の中神煌斗さんが福岡選抜冬季セレクションに合格したとのことです。さっそく、12月25日から鹿児島遠征があるそうです。みんなで応援しましょう。

第4回学園運営協議会の開催

12月11日(月)河東西小学校にて、第4回かとう学園運営協議会を開催しました。8日の「学校の日」の授業参観をもとに、学園3校の児童生徒の様子をふまえて意見交流が行われました。次回は、協議会委員さんと本校新生徒会役員とのディスカッションが行われます。

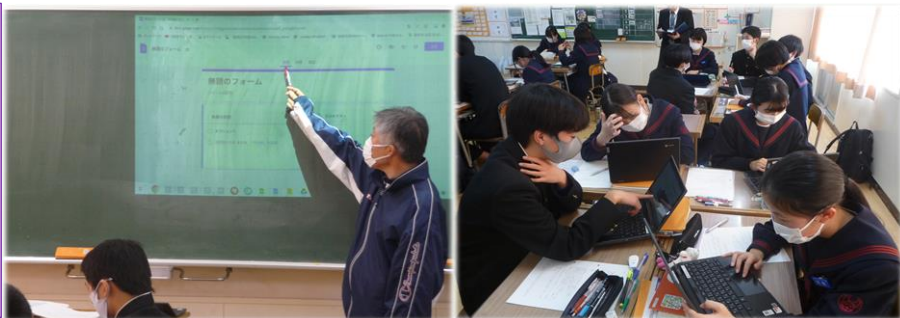
授業研修の風景

先週から今週にかけて3本の授業研修が行われました。本校は、部活動やクラブチーム、学校行事等で数々の実績を残す一方、学習指導でも着実に成果を表しています。

岡野先生(技術)

12月5日(火)9年6組で行われた岡野先生の技術の授業。学校を知るWebページに三択クイズをつけていく作業をタブレットで行いました。

本校ではタブレットの導入以来、様々な教科で様々な活用方法を探ってきました。岡野先生の技術科の授業では、Google フォームを使った活用方法が公開されました。学校に関する三択クイズを考えて、自分のWebページにフォームを挿入し、Webをクラスルームに投稿することでお互いに評価し合いました。



野田先生(道徳)

12月11日(月)7年1組で行われた野田先生による道徳の公開授業。心の弱さを乗り越えるためにはどんな生き方が大切なのかを「銀色のシャープペンシル」で考えました。

野田先生の道徳の特徴の一つは、たくさんの問いを投げかけて、頻繁に近くの人と対話することにあります。自然に効果的に交流活動が行われ、道徳的価値の追求が行われます。主人公の葛藤の場面や自分ならどうする?といった問いに周りの人と考えをぶつけ合います。言葉でもタブレットを使ったジャムボードでも活発に意見交換をして考えを深める7-1の姿がありました。



齋藤先生・森先生(学活)

12月12日(火)9年6組で行われた齋藤先生と栄養教諭の森先生のコラボによるチーム・ティーチングとして公開された学活の授業。

受験期の食生活の問題点を見つけ、その改善方法を考える授業でした。齋藤先生が授業のコーディネートを、森先生が専門家の立場で受験期に特化した食生活のポイントを簡潔に3つにまとめてアドバイスし考える視点が提供されました。夜食の取り方や間食・朝食についても考える今まさに9年生に必要な学習がチームティーチングという形で効果的に行われました。



年の暮れ、お正月用の買い物物を川に流してしまった女性を救ったのは…

～ ベトナムの昔話にみる人情裁きのゆくえ ～

日本では昔から「大岡越前」や「遠山の金さん」などの人情味あふれる正義の裁判が愛されてきました。ドラマや講談で、主人公の裁判官が庶民の生活や背景を加味した裁きに溜飲をおろしてきました。さて、今回紹介するのはベトナムの昔話で、大岡裁きを連想する話です。

ベトナムでも日本と同じように12月末になると年越しをむかえるために、お正月の飾りやお供え物などの買い物をします。ところが、この話の女性は買い物帰りに浅い川を渡っている途中で、川底の石につまずいて荷物を川に流してしまいました。一年間必死に働いて、ささやかな年越しの買い物をした品々がすべて水に流れてしまいました。これを聞き知ったある裁判官が、この女性を救おうと奇想天外な令状と裁判を企画します。さてさて、この事件？ のてんまつは…



「この女の話によれば、犯人は川の中の石にちがいない。たとえ、石であろうと国の法律をまげるとは許されない。やつを捕らえて弁償させるべきである。それ！ 犯人を裁判所に引き立てよ！」

命令を受けた役人が、あっけにとられてとまどっていると、裁判官は早くしろとどなります。役人は川底から適当な石を掘り起こし、縄でグルグル巻きにして法廷に運び入れました。

裁判官が石を裁判にかけて、米・肉・線香などを弁償させるというわさは、たちまち地域に広まりました。裁判官がどんな裁きをするのだろうと、好奇心に駆られて黒山の人だかりが裁判所の門前に集まってきました。

裁判官は門前に大きなたるを二つ備えさせ、硬貨30文を入れた者は裁判の傍聴を許すと掲示しました。

裁判所の庭では、石を囲んで役人たちが手に手に青竹やムチを手にして立っていました。時折、きびしく罪状を問いただす声に混じって、ピシッ、ピシッと石を打ちすえる音が門の外までひびきました。人々はたるに30文を投げ入れると、われさきにと門の中に駆け込みました。

大きなたるには、たちまちお金がいっぱいになりました。頃合いを見はからって、裁判官は石を打つのをやめさせ、ゆっくりと立ち上がり、原告の女と被告の石の前に進み、おごそかに判決を言い渡しました。

「本官はいま、きわめて難解な事件を処理しようとしている。被告である石はがんこにもいぜん口をわろうとしないが、原告の女や証人によって被告の罪状はいたって明白である。よって、本官は被告に原告への損害賠償を命ずる。しかし、思うに、被告、川石は本判決を実施する能力がない。ここに集まった傍聴者は、多少なりとも原告の女に同情して集まったのではないか。」

よって、本官はたるの中の金全部を原告への賠償にあてることに決定した。これにて、被告の石はおとがめなしとする。もとの川に戻ってよろしい。」

人々はこの判決にどっと笑い、歓声を上げました。誰一人として異議を唱える者はなく笑顔で法廷を後にしました。そして、この女性はたくさんのお金をいただき、家に帰って家族みんなで良いお正月を迎えたそうです。

ちなみに、冒頭にあげた大岡裁きの逸話を一つ。有名な「子ども争い」です。簡単に話をまとめると、

『1人の子どもをめぐる2人の母親が自分こそ本当の親であると言い張り、その決着を求めて大岡奉行のところに来ました。大岡越前は「その子の腕を一本ずつ持ち、それを引っ張り合いなさい。勝った方を母親と認めよう。」と言いました。二人の母親に引っ張られた子どもは「痛い！ 痛い！」と泣き叫びました。その声を聞いて、片方の母親が手を離しました。勝った母親が子どもを連れて帰ろうとしたところ、大岡はこれを制止し「本当の親なら、子が痛いと呼んでいる行為をどうして続けられようか。その子は手を離れた親のものだ」と引っ張り合いに負けた方を本当の母親であるとした』という話です。